

部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

合同分科会の名称：第二部着床前診断、特に PGT-M に関する検討分科会

1	担当部及び関係委員会名	第二部
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>着床前診断-Preimplantation Genetic Testing (PGT)、特に Preimplantation Genetic Testing for Monogenic (PGT-M:重篤な遺伝性疾患を対象とした検査)は、遺伝性疾患を有する当事者とその家族の想いを尊重すべきだという意見がある一方、遺伝子による選別、産み分けなど優生思想、差別にも繋がり得るとの観点から慎重な実施を望む意見も根強いが、現在その規制は日本産婦人科学会の「見解」による自主規制のみである。技術的進歩により比較的簡便に実施することが可能な状況になっており、また PGT-M に対する社会の考え方も変化している中で、規制の実効性を担保する国の指針等による方向性の明確化を強く求める指摘もある。上記の状況を踏まえ、この問題について、日本学術会議において、臨床、生命倫理、法学、情報管理を含む委員会を組織し、医学会連合や関連する学協会など関係機関との連携の上で審議を進めたい。すなわち、諸外国における規制動向や議論を踏まえつつ、わが国においてさらに実効性を担保する規制を行うことの要否やその際の課題などについて検討を行う。</p> <p>なお、審議過程において、必要に応じて、既に設置されている「ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関する委員会」など、生命倫理に関する論点を共有する他委員会等との連携も図る。併せて、意思の表出に向けた審議やシンポジウム等を通じて、当事者等の意見も聴取しつつ、本問題についての国民的議論の喚起や社会的合意形成の一助となるよう努める。</p>
4	審議事項	<p>1. PGT-M 実施に対し、国による規制を加えることの要否</p> <p>2. PGT-M 実施に何らかの規制を加えるとした場合、規制の作成および運用を、どのような方法で行うのが、もっとも実効性があり、かつ妥当であるのか。</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和4年2月24日～令和5年9月30日
6	備考	※新規設置